

答 申 書

(答 申 第 1 号)

令和5年9月1日

小郡市情報公開・個人情報保護審査会

答 申
(第1号)

第1 審査会の結論

審査請求人が行った「コストコが市に提供した交通量調査の資料」(以下「本件情報」という。)の情報開示請求に対し、小郡市長(以下「実施機関」という。)が、本件情報を小郡市情報公開条例第7条第2号イに該当するとして不開示決定したことは、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

本件審査請求に係る経緯は、以下のとおりである。

- 令和5年5月 1日 情報開示請求受付
- 5月12日 情報不開示決定(条例第7条第2号イ該当)
- 5月12日 審査請求書提出
- 5月24日 小郡市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問
- 5月24日 審査請求人及び実施機関へ意見書提出依頼
- 6月 8日 審査請求人から意見書提出
- 6月15日 実施機関から意見書提出

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の主旨

本件審査請求の主旨は、実施機関が令和5年5月12日付5小地第10号で行った情報不開示決定通知書の決定に対し、公にしないという条件で任意に提供された文書を開示しないのは不当であり、文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由及び審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び意見書、小郡市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)での口頭意見陳述において主張する審査請求理由の要旨は次のとおりである。

- ① まず、情報開示請求を行うに至った経緯については、次のとおりである。小郡市で筑後小郡インター周辺のまちづくり構想の策定を進めているところだが、本構想策定のための地元自治会長を対象とした説明会において、この区域にコストコ出店予定地が含まれることから、コストコの出店に伴う交通渋滞は発生しないとの説明があった。その具体的な数字等の根拠が示されておらず、交通渋滞についての対策を協議するため、具体的根拠の提供を求めたもの。しかしながら、今回、開示請求の対象となっている文書は、コストコから公にしないことを条件に提示されたということで不開示となっているが、交通渋滞の説明をするのであれば、数字等の根拠を示すべきである。
- ② 今回の情報開示請求については、不開示としながらも、その内容を地元の自治会長に対して、口頭で説明をしている。一部の情報を関係機関以外に提供しながらも、情

報開示請求に対して不開示とするのは合理的な理由ではない。

- ③ 情報公開とは、原則公開するというのが本来の趣旨であるにもかかわらず、提供元から公にしないという条件を付された場合、全ての文書が不開示となるのは、情報公開の原則に反する。
- ④ 今回、開示請求の対象となっている文書は、コストコが調査した事実に基づくものであり、法人の経営情報等を含むものではなく、不開示とするための合理的な理由とされない。
- ⑤ これらの理由から、本件情報に対する不開示決定は合理的な根拠がなく、開示されるべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が、審査会に提出した意見書及び審査会での口頭意見陳述において述べている説明は、次のように要約される。

1 実施機関の処分理由

- ① 現在、コストコが小郡市において出店を予定しており、その出店のため、福岡県と小郡市が協議を行っている段階であり、出店には、県の都市計画に係る専門委員会において、承認を得ることが必須条件となっている。この専門委員会において、コストコ出店による交通の影響について、関係機関である福岡県警察、ネクスコ、久留米県土整備事務所と小郡市が協議するよう意見が提出された。今回、開示請求の対象となった文書は、コストコが実施した交通影響についての資料であり、小郡市が関係機関との協議を行うためのものとして、コストコから不開示を条件に任意に情報提供を受けたものである。
- ② この資料は、県の都市計画に係る専門委員会においてコストコ出店の承認を得るために必要な協議資料であり、出店に係る手続きの前段階に必要となるもので、大規模小売店舗立地法に基づく届出のような法的根拠に基づく手続きのものではない。
- ③ 今後、県の都市計画に係る専門委員会との協議の中で、交通の影響に関する、より詳細な資料を求められ、その際、開示請求の対象となっている文書の調査結果が変更となる可能性がある。あくまでも、現時点は協議段階であり、協議途中の資料を開示することで、その内容が独り歩きし、コストコ出店に関して、何らかの影響がある可能性があるほか、コストコとの信頼関係に影響を及ぼしかねない。
- ④ これらのことから、審査請求人が求める文書は、公にしないとの条件で任意に提供されたものであり、情報の性質や状況に照らして条件を付することが合理的であると認められるため、小郡市情報公開条例第7条第2号イに該当し、不開示である。

第5 小郡市情報公開・個人情報保護審査会の判断

1 小郡市情報公開条例の趣旨

小郡市情報公開条例（平成12年小郡市条例第10号。以下「条例」という。）は、第1条において、「市民の知る権利を制度的に保障し、市民の共通の財産である情報を

広く公開することによって、市民生活の向上に資するとともに、市がその活動について説明する義務を全うし、もって公正で民主的な市政の発展に寄与すること」を目的としている。

2 小郡市情報公開条例における不開示情報

条例第7条においては、開示することにより個人や法人等の権利利益を侵害したり、市の事務事業の公正かつ適正な執行等に支障をきたしたりする情報については、不開示情報として開示しないと規定されている。今回の不開示決定では、条例第7条第2号を該当条項としているが、本号は、法人等の営業の自由、公正な競争は当然に保障されなければならないと、また、技術上のノウハウ、営業上の秘密など、開示することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある情報は保護されなければならないことから、これらを不開示とすることと規定されている。特に、条例第7条第2号イについては、法人等から公にしないとの条件で任意に提供された情報については、当該条件を付することが当該情報の性質や当時の状況等に照らして合理的なものと認められる限り、不開示にすることにより、情報提供者の信頼を保護することと規定されている。

3 本件請求に係る不開示決定について

審査請求人からは今回の情報開示請求や審査請求に至る経緯についての説明がされたが、本審査会においては、審査請求があった文書が小郡市情報公開条例の規定に即して開示・不開示が判断されているかについて審査するものである。

本件請求に係る文書が条例第7条第2号イに該当するか否かについては、法人等から公にしないとの条件で任意に提供された情報であることだけではなく、当該条件を付することが合理的であると認められるか否かということについて検討する必要がある。

今回、開示請求の対象となっている文書は、コストコから不開示を条件に任意に情報提供を受けたものであり、法的手続きによって提出が義務付けられた文書ではない。このことから、審査会は、本件文書が「法人等から公にしないとの条件で任意に提供された情報である」ことを確認した。

次に、当該条件を付することが合理的であると認められるか否かについて検討する。本件情報は、現時点においては、大規模小売店舗立地法に基づく届出における法的手続きにおいて公表されたものではなく、その前の協議段階の情報であり、今後も内容が変わる可能性がある。また、大規模小売店舗立地法に基づく届出においては、詳細な資料が公表される予定である。したがって、本来の法的手続きの前に本件情報が開示されることにより、その情報が独り歩きし、今後の手続きに影響を及ぼしかねない可能性があり、当該条件を付することには、本件情報の性質や状況等に照らして、合理性が認められる。加えて、現時点で本件情報を公表することの利益と法人との信頼関係を比較すると、法人との信頼関係を失ってもなお本件情報を公表することに利益があるとまでは言えず、法人との信頼関係を優先すべきと思料される。

したがって、実施機関が本件情報を条例第7条第2号イに該当するとし、不開示決定としたことは妥当であると判断する。

《小郡市情報公開・個人情報保護審査会》

役職	氏名	備考
会長	村上 英明	大学教授
会長職務代理	組坂 幸喜	市民代表
委員	上村 一則	大学教授
委員	神原 奈津子	弁護士
委員	田中 文	弁護士